

|              |
|--------------|
| 公表日          |
| 令和 3年 6月 29日 |

## 随意契約結果及び契約の内容

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 業務の名称                        | 令和 3 年度高崎川水系砂防基本計画検討業務  |
| 業務概要                         | 別紙のとおり  |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長<br>金納 聰志<br>宮崎市大工 2 丁目 39 番地  |
| 契約年月日                        | 令和 3 年 6 月 29 日   |
| 契約業者名                        | (一財) 砂防・地すべり技術センター  |
| 契約業者の住所                      | 東京都千代田区平河町 2-7-5  |
| 契 約 金 額                      | 25,190,000 円 (税込み)  |
| 予 定 価 格                      | 25,267,000 円 (税込み)  |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり<br>(※随意契約理由書を添付すること。)  |
| 業 務 場 所                      | 宮崎河川国道事務所管内   |
| 業 種 区 分                      | 土木関係建設コンサルタント業務   |
| 履行期間 (自)                     | 令和 3 年 6 月 30 日   |
| 履行期間 (至)                     | 令和 4 年 2 月 28 日   |
| 備考                           | 入札情報サービス (PPI)<br>( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx</a> )<br>にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。 |

## 契約理由書

1. 業務件名 令和3年度高崎川水系砂防基本計画検討業務
2. 履行場所 宮崎河川国道事務所管内
3. 契約の相手方 住 所： 東京都千代田区平河町二丁目7番5号  
会社名： 一般財団法人 砂防・地すべりセンター  
電 話： 03-5276-3271
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

### 1) 当該業務の目的

本業務は、高崎川水系砂防基本計画の検討を行い、治水安全度の向上を図るものである。

### 2) 業務の内容

本業務は、大淀川水系高崎川を対象として、今後予定される事業再評価を見据えて事業効果を再整理するとともに、事業再評価委員会に資する説明資料の作成を行うことを目的とする。また、土砂動態解析検討、及び過年度より実施されている土砂・洪水氾濫対策計画技術検討会・準備会に諮る資料作成を行うことを目的とする。

### 3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を25者が入手（ダウンロード）し、1者から参加表明書が提出され、1者が参加資格を有していた。

参加資格を有する参加表明書提出者のうち1者を技術提案書の提出者として選定し、1者から技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するため必要配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。

特に管理技術者の「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の業務理解度が優れていること、及び特定テーマの「高崎川流域において、事業効果を検討する上での留意点」における的確性、実現性について、優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

宮崎河川国道事務所 工務第二課長